

平成 25 年
第 3 回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第 1 号

平成 25 年 11 月 15 日（金曜日）

議事日程 第 1 号

11 月 15 日午後 1 時 25 分開議

日程第 1、会議録署名議員の指名

日程第 2、会期決定の件

日程第 3、議案第 1 号及び第 2 号並びに報告第 1 号及び第 2 号

日程第 4、議員派遣の件

出席議員（11 人）

議 長	12 番	内 海	英 德	君
副 議 長	6 番	前 田	清 貴	君
	1 番	千 葉	正 威	君
	2 番	和 田	順 義	君
	3 番	高 田	静 夫	君
	4 番	秋 元	智 憲	君
	5 番	北 野	義 紀	君
	7 番	包 國	嘉 介	君
	8 番	小 林	郁 子	君
	9 番	池 田	隆 一	君
	10 番	佐 藤	禎 洋	君

欠席議員（1 人）

	11 番	道 見	重 信	君
--	------	-----	-----	---

列席者

管理者	北海道知事	高 橋	はるみ	君
	代表監査委員	太 田	博	君

出席説明員

専任副管理者	田 中	実 君
副 管 理 者	白 井	俊 君
会 計 管 理 者	村 井	悟 君
総 務 部 長	編 田 和	久 君
振 興 部 長	上 田 裕	章 君
参事(総務担当)	金 子 征	史 君
参事(管理担当)	高 橋 克	明 君
参事(企画振興担当)	堂 屋 敷	誠 君
参事(計画担当)	木 原 俊	哉 君
参事(施設担当)	京 谷 滋	俊 君
出 納 室 長	小 野 塚	豊 君

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	金 子 征 史 君
書 記 (同)	笠 卷 周 一 郎 君
書 記 (同)	楠 美 昌 友 君

午後1時24分開会

1. 開 会

○議長(内海英徳君) それでは、ただいまより、本日招集されました平成25年第3回定例会を開会いたします。

1. 開 議

午後1時25分開議

○議長(内海英徳君) これより、本日の会議を開きます。

1. 日程第1、会議録署名議員の指名

○議長(内海英徳君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には、

秋 元 智 憲 君
千 葉 正 威 君

の2名を指名させていただきます。

1. 諸般の報告

○議長(内海英徳君) 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（金子征史君） 管理者から提出のありました議案は、議案第1号及び第2号並びに報告第1号及び第2号であります。

このほか、管理者から、資金不足比率について報告がありました。

また、監査委員から、定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。

○議長（内海英徳君） この際、ご報告をいたします。

議員派遣の決定につきまして、会議規則第96条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり、議長において決定をいたしました。

以上、ご報告をいたします。

1. 日程第2、会期決定の件

○議長（内海英徳君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日、11月15日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海英徳君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日、1日間と決定をいたしました。

1. 日程第3、議案第1号及び第2号並びに報告第1号及び第2号

○議長（内海英徳君） 日程第3、議案第1号及び第2号並びに報告第1号及び第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者田中実君。

1. 議案第1号及び第2号並びに報告第1号及び第2号に関する説明

○専任副管理者（田中実君） ただいま議題となりました議案第1号及び議案第2号並びに報告第1号及び報告第2号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号の平成25年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算案についてでございますが、北海道電力株式会社への本港中央地区の土地売却に伴う経費と、本港西地区の国直轄埋立事業の竣功に伴い、当該埋立地等の取得経費を補正しようとするものでございます。

お手元の議案（その1）の1ページをごらんください。

歳入歳出にそれぞれ43億8194万3000円を増額補正し、予算総額を53億4374万7000円にしようとするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明申し上げます。

2ページをごらんください。

第2款の財産収入は、中央地区における土地貸付料の増加及び北海道電力株式会社への土地の売却に伴い、43億3094万3000円を増額しようとするものでございます。

第5款の組合債につきましては、西地区の土地取得の財源といたしまして、中央地区の土地売却収

入から元利金債の繰り上げ償還をした後の差額を充当することといたしますが、不足分を臨海債で充当することとし、5100万円を増額しようとするものでございます。

次に、歳出予算につきましてご説明申し上げます。

3ページをごらんください。

第2款の港湾建設費は、西地区の土地の取得費等といたしまして9億4779万8000円を増額しようとするものでございます。

第3款の公債費は、中央地区の土地売却に伴う元利金債の繰り上げ償還分といたしまして34億3414万5000円を増額しようとするものでございます。

以上、議案第1号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、議案第2号の財産処分に関する件につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案（その2）の1ページをごらんください。

中央地区の土地9万2664.12平方メートルを北海道電力株式会社に43億2553万7000円で売却することとし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、議案第2号につきましてご説明申し上げます。

続きまして、報告第1号、平成24年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に関する件につきましてご説明申し上げます。

お手元の（報告その1）の石狩湾新港管理組合各会計決算書及び附属書類をごらんください。

初めに、一般会計について、その主なものをご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入の決算額でございますが、左から5列目の収入済み額の欄をごらんください。

第1款の分担金及び負担金につきましては、各母体からの負担金や工事の受益者負担金といたしまして20億7108万370円、第2款の使用料及び手数料につきましては、岸壁等使用料や入港料などおいてまして5976万9164円、第3款の国庫支出金につきましては、補助事業に係る国庫補助金といたしまして6375万9396円、第5款の繰越金につきましては、前年度決算剰余金といたしまして4713万2397円（6ページで訂正）、第7款の組合債につきましては、国直轄事業負担金や補助事業に対しての港湾事業債といたしまして3億7850万円であり、歳入決算額の合計は26億2149万6022円となっております。

次に、2ページをお開きください。

歳出の決算額でございますが、左から4列目の支出済み額の欄をごらんください。

まず、第2款の総務費につきましては、人件費、庁費、施設管理費などおいてまして3億6855万2232円、第3款の港湾建設費につきましては、国直轄事業負担金や補助事業などに要した経費といたしまして5億4488万9768円、第4款の公債費につきましては、組合債の元利償還金といたしまして12億1593万1824円、第5款の諸支出金につきましては、港湾整備事業特別会計への繰出金などおいてまして3億9869万4137円であり、歳出決算額の合計は25億3542万2042円となっております。

したがって、歳入歳出差し引き残額につきましては、表の下の欄外にございますとおり、8607

万3980円となり、この差し引き残額につきましては、平成25年度の繰越金として計上する予定であります。

次に、港湾整備事業特別会計について、その主なものをご説明申し上げます。

3ページをお開きください

歳入の決算額でございますが、左から5列目の収入済み額の欄をごらんください。

第1款の使用料及び手数料につきましては、荷役機械使用料及び港湾施設用地等使用料などとしたしまして3億9749万6074円、第3款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金としたしまして3億9869万4137円、第5款の組合債につきましては、港湾事業債としたしまして2億1600万円であり、歳入決算額の合計は10億1552万6724円となっております。

次に、4ページをお開きください。

歳出の決算額でございますが、左から4列目の支出済み額の欄をごらんください。

まず、第1款の総務費につきましては、人件費、庁費、施設管理費などとしたしまして2億4161万8610円、第2款の公債費につきましては、組合債の元利償還金としたしまして7億7390万8114円であり、歳出決算額の合計は10億1552万6724円となっております。

したがって、歳入歳出の額は同額であり、差し引き残額は生じておりません。

続きまして、主要な施策の成果について、その主なものをご説明申し上げます。

お手元の石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算説明書（主要な施策の成果）をごらんください。

まず、一般会計についてでございますが、6ページをお開きください。

総務費につきましては、人件費や事務所の管理経費などの一般管理費、港湾施設の維持管理を行うための施設管理費、さらには監査委員費から成っております。これらにより港湾施設の管理運営業務を実施したところございます。

次に、7ページをお開きください。

港湾建設費につきましては、国直轄事業の施行に伴う港湾管理者の負担金や、管理組合が施行する補助事業などにより、本港の水域施設、係留施設等、港湾施設の整備を実施したところでございます。

次に、13ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計についてでございますが、総務費につきましては、人件費などの一般管理費のほか、ふ頭用地、荷役機械、上屋及びひき船などの維持管理を行うための施設管理費から成っております。これらにより、特別会計において運営している港湾施設の維持管理を実施したところでございます。

以上、ご説明申し上げます平成24年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の承認を得ようとするものでございます。

続きまして、報告第2号につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案の（報告その2）をごらんください。

報告第2号につきましては、当管理組合が出捐しております一般社団法人石狩湾漁業総合振興対策協会の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、報告するものでございます。

以上、提出いたしました案件につきましてご説明いたしました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（内海英徳君） 次に、決算審査意見に関し、監査委員の説明を求めます。

代表監査委員太田博君。

○代表監査委員（太田博君） それでは、平成24年度石狩湾新港管理組合一般会計及び港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の審査につきまして、その概要をご説明申し上げます。

この決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付されたところであります。

決算の審査に当たりましては、決算の計数は、関係諸帳簿及び証書類と符合し、正確であるか、また、予算の執行は経済的かつ効率的になされているか、さらに、収入、支出、財産の管理等、財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正に処理されているかに重点を置き、定期監査及び例月出納検査の結果なども踏まえ、慎重に審査した次第であります。

その結果、歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿及び証書類並びに石狩湾新港管理組合指定金融機関の公金取扱高と符合し、相違ないことを確認いたしました。

また、予算の執行及び収入、支出、財産の管理等、財務に関する事務については、総体として適正に執行されたものと認めた次第であります。

以上が決算審査の概要でございます。

○議長（内海英徳君） 専任管理者田中実君。

○専任管理者（田中実君） 先ほどの説明におきまして、石狩湾新港管理組合各会計決算書及び附属書類のうち、一般会計の第5款の繰越金につきまして、先ほど4713万2379円とご説明申し上げましたが、4713万2397円の間違いでございます。訂正いたします。

1. 質疑並びに一般質問

○議長（内海英徳君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問の通告がありますので、これを許します。

北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 日本共産党を代表して、質問します。

議案第1号、平成25年度港湾整備特別会計補正予算案と議案第2号、財産の処分に関する件について尋ねます。

各議案の内容については、専任副管理者からただいま説明があったとおりです。北電火力発電所関連用地として、中央地区3工区の未売却用地9万2664.12平方メートルを43億2553万7000円で北電に売却し、西地区の用地を、概算ですが、34.35ヘクタールを国から9億4536万4000円で購入し、平成26年度に公募により売却する予定とのことでした。

中央地区の売却予定額は1平方メートル4万6680円、西地区の取得予定額は1平方メートル当たり約2752円で、中央地区の6%にすぎません。

伺いますが、同じ埋立地でどうしてこんなに単価の大きな開きになったのか、詳しい説明を求めるものです。

次に、北電に売却する中央地区3工区の用地9.3ヘクタールは、平成11年11月の公募開始後、現在まで売れ残ってきたわけですが、この間の起債償還は管理組合の負担で行ってきました。売却代金の中にはこの間の起債償還の利息分は含まれていると考えますが、その額は幾らになっていたか、説明してください。

中央地区の埋立地は、売却を前提に、起債事業で造成し、西地区の工業用地は本港のしゅんせつ土砂処分用地として埋め立てたものです。中央地区の埋立地と西地区の埋立地は工法などでどのような違いがあるのか、また、双方とも、大きな地震のとき、液状化現象などの被害が出る心配はないのか、また、不幸にして地震の被害が出た場合の補償はどうするかについても説明をしてください。

次に、報告第1号、平成24年度各会計決算に関して尋ねます。

一般会計についてです。

歳入で、負担金の款別構成比が予算で77.1%、決算では79%、各母体の負担金では76.7%です。歳出では公債費が12億1593万円で、支出総額に占める款別構成比率が48%です。歳入の構成比で母体負担が76.7%も占めるということ、歳出では公債費が48%を占めている財政構造は、本港が幾ら発展途上の港湾だとしても正常ではありません。

この要因については、私は以前から指摘しておりますが、日本経済の高度成長期に策定された港湾計画に基づいて、その後、若干の修正、縮小はしたものの、基本的には経済の高度成長をベースにした港湾計画に基づく港湾施設の過大な投資が現在のゆがんだ本港の財政構造となっているのではないのでしょうか。管理者の見解をお聞かせください。

発展途上の港湾だと以前と同じ答弁をなさるのであれば、いつになったら正常な財政構造になるのかもあわせてお答えください。

特別会計についてです

特別会計の歳入の決算の款別構成比は、一般会計からの繰入金が39.3%、使用料及び手数料が39.1%、組合債が21.3%となっています。本来、特別会計は、いわば独立会計とも言うべきもので、歳入は基本的には使用料、手数料で賄わなければなりません。特別会計が設置された平成19年度以降、一般会計からの繰入金に依存する財政構造となっていますが、その理由を説明してください。

また、この構成比率はいつまで続くのか、見通しについても説明してください。

特別会計が設置されたのは平成19年度からです。特別会計が設置された以降、一般会計からの繰入金は毎年度それぞれ幾らであったか、その合計は幾らになったか、また、特別会計が設置される以前の年度についても、過去5カ年分でもいいですからお答えをいただき、その総合計は幾らになったか、お答えください。

監査委員に、決算審査意見書に関して2点尋ねます。

一つ、決算審査意見書の第3、審査の結果及び意見の中で、「予算の執行及び収入、支出、財産の管理等、財務に関する事務については、総体として適正に執行されたものと認める」とありますが、この表現は、国語上、個々に見れば適切でない項目もあったと受け取れます。どこが不適切に当たるか、説明してください。

二つ、同じく意見の中で、「石狩湾新港地域では、平成25年3月末で583社7組合が立地しており、

このうち462社7組合が操業している」とあります。これに関してですが、本管理組合は、臨港地区と港湾区域の管理に関して責任を負っています。にもかかわらず、背後地の件に関し、意見を述べるのはどういう理由からか、説明してください。

もしこの意見を決算審査意見書に盛り込んだことが正当だというのであれば、今後、本議会で背後地の問題についても質疑並びに一般質問を行うことができることとなります。説明を求めるものです。

本港における北電の火力発電所建設計画について尋ねます。

北電は、石狩湾新港発電所建設計画環境影響評価準備書とその要約版を、環境影響評価法に基づいて、この10月16日に北海道知事と小樽市長、石狩市長、札幌市長に送付し、その説明会を10月29日に石狩市で開催しました。これに関して、何点か伺います。

管理者は、火力発電所建設関連用地を北電に売却する議案を本定例会に提案しています。発電所建設計画環境影響評価準備書は1228ページに及ぶ膨大なものです。ところが、北電は、発電所用地を購入する本管理組合には、この準備書とその要約書をいまだに送付してきていません。

私は、北電に、環境影響評価法第15条に基づけば管理組合は自治体であっても送付する対象にはなっていないかもしれないが、自治体であり、かつ発電所用地を購入する、知事を管理者とする本管理組合に送付しないのはいかがなものかと指摘をしましたが、送付するとは言いませんでした。また、私が、質問の準備過程で、事務当局に、再三、北電にこの準備書とその要約書をもらうよう要請しましたが、その気はありませんでした。

そこで、伺いますが、管理者は、中央地区の第3工区の残りが売却できればそれでいい、どんな内容の火力発電所が西地区に建設されるのか、この発電所が環境に与える影響はどんなものかも知らないでいいのか。管理者は、北海道知事として北電から環境影響評価準備書とその要約書を送付してもらっているから、それでいいということにはなりません。事務当局が、発電所の環境に与える影響について、その準備書も持っていないということは、常識では考えられません。なぜ入手の努力をしないのか、見解をお聞かせください。

環境影響評価法第15条で、事業者は環境影響を受ける範囲の知事と市町村長に準備書とその要約書を送付しなければならないという趣旨に照らせば、一部事務組合であり、自治体であり、発電所用地を管理し、発電所用地の購入先でもある、知事を管理者とする本管理組合に事業者である北電が送付してしかるべきと考えますが、見解を伺います。

また、平成26年度の港湾計画改訂後、27年度から臨港地区の見直し作業に入り、西地区も臨港地区として指定する予定とのことですから、その管理は、当然、管理組合が行います。その臨港地区での発電所が環境に与える影響について、基礎資料の一つとも言うべき準備書を本管理組合が備え、住民の疑問に対応するのが当然と考えます。見解をお聞かせください。

再質問を留保して、終わります。

○議長（内海英徳君） 専任副管理者田中実君。

○専任副管理者（田中実君） 北野議員の質問にお答えいたします。

初めに、平成25年度補正予算と財産処分の件に関し、まず、中央地区と西地区の単価についてでこ

ございますが、中央地区の埋立地につきましては、管理組合が分譲を目的に臨海部土地造成事業により造成した土地であり、その分譲価格は、事業に要した総経費をもって算定することとしておりますことから、簿価で売却するものでございます。また、西地区の購入を予定している土地につきましては、しゅんせつ土砂の処分場として国が造成した土地などであり、その売却価格は、国有財産評価基準により、不動産鑑定評価額をもとに算定されることから、中央地区と西地区の単価に差が生じるところでございます。

次に、中央地区の売却に係る利息額についてでございますが、このたびの売却代金の中に含まれている利息額につきましては、約10億6000万円となっております。

次に、中央地区と西地区の埋め立てについてでございますが、埋め立ての工法につきましては、両地区ともポンプ船によりしゅんせつされた土砂などを埋立地へ投入し、ブルドーザーなどにより敷きならしをするものであり、工法に違いはございません。

また、液状化対策などについては、立地企業において、施設の規模や配置などにより、建築基準法など関係法令に基づき、必要な対策が検討されるものと考えております。

なお、仮に地震などにより災害が発生した場合は、原則、立地企業の責任において対処するものと考えているところでございます。

次に、平成24年度各会計決算に関し、まず、一般会計決算についてでございますが、本港は、新たに港湾を整備したことから、初期投資が大きくなっており、使用料収入に対して公債費が大きく、歳入における母体負担金の占める割合が高くなっているところでございます。

今後の財政構造の見通しにつきましては、歳出の大きな割合を占める公債費について、起債の償還が進んだことにより減少が見込まれ、また、使用料収入につきましては、入港船舶数や取扱貨物量の伸びに伴い、増加している傾向にあり、今後、母体負担金の軽減が図られていくものと考えております。

次に、特別会計の財政構造についてでございますが、本港は、整備途上の新しい港湾であり、これまで、ふ頭用地や上屋、荷役機械など港湾施設を、港湾整備事業債を活用し、継続して整備をしてきたことから、公債償還額が大きく、現在のところ、特別会計において使用料収入だけでは歳入不足を生じる状況にあり、一般会計からの繰入金を充当しているところでございます。

次に、特別会計の構成比についてでございますが、使用料収入及び総務費を平成25年度予算額と同額と想定し、新たな組合債の借り入れは行わないものとして試算いたしますと、この条件のもとでは、平成39年度において使用料収入が歳出額を上回ることとなり、一般会計からの繰り入れを要しない状況となります。

次に、一般会計からの繰入金についてでございますが、平成19年度以降の一般会計からの繰入金につきましては、19年度6億3238万8794円、20年度5億123万4674円、21年度4億6640万8155円、22年度4億3706万9985円、23年度4億262万8294円、24年度が3億9869万4137円で、6年間の合計では28億3842万4039円となります。また、平成14年度から18年度までの5カ年間の繰入額を試算いたしますと、14年度6億1456万4000円、15年度6億3384万4000円、16年度6億6334万5000円、17年度7億54万6000円、18年度が6億1817万7000円となり、5年間の合計では32億3047万6000円となります。特別会

計設置以降の6年間と設置前の5年間の総合計につきましては、約60億6890万円となります。

次に、北海道電力の火力発電所建設計画環境影響評価に関し、まず、環境影響評価準備書等についてでございますが、発電所建設計画に伴う環境影響評価準備書につきましては、関係法令に基づきまして、経済産業大臣に届け出るとともに、北海道知事、小樽市長、石狩市長及び札幌市長へ送付されたと承知しております。また、環境の保全の見地から意見を求めるために、これらの自治体の庁舎や北電の一部の事務所において縦覧に供されているほか、同社のホームページにおきましても電子縦覧が行われているところでございます。

管理組合へ準備書等は送付されておきませんが、その内容につきましては、電子縦覧により情報を得ることが可能となっているところでございます。

次に、環境影響評価準備書等の送付についてでございますが、準備書等につきましては、先ほども申し上げましたとおり、関係法令に基づき、北電から北海道知事、小樽市長、石狩市長及び札幌市長へ送付されたと承知しております。

管理組合といたしましては、電子縦覧により準備書等の情報を得ることが可能であることから、北電の準備書等の対応については特に問題がないものと考えているところでございます。

最後に、住民への対応についてでございますが、管理組合といたしましては、港湾の管理運営の観点からも、環境影響評価法の手続は適切に行われることが重要であると考えており、住民の方々からの疑問につきましては、環境影響評価法の手続の中で事業者により適切に対応されるものと考えております。

以上でございます。

○議長（内海英徳君） 代表監査委員太田博君。

○代表監査委員（太田博君） 北野議員のご質問にお答えいたします。

まず、決算審査意見についてでございますが、決算審査に当たりましては、計数は正確であるか、また、予算の執行は効率的になされているか、さらに、財務に関する事務が適正に処理されているかといったことなどに重点を置きまして、定期監査及び例月出納検査の結果などを踏まえ、慎重に行ったところでございます。

決算審査意見におきまして、「総体として適正に執行されたものと認める」と申し上げましたのは、定期監査の手法が抽出によるものであること、また、定期監査におきまして口頭で指導を行っている事例があることなどに鑑み、先ほど申し上げました決算審査意見としたところでございます。

次に、決算審査意見中の立地企業数等についてでございますが、石狩湾新港は、札幌圏の物流拠点として、また、日本海側沿岸地域などとの経済交流拠点として、多様化する物流ニーズに対応した港湾整備などにより、さらなる利用の促進を図り、北海道経済を牽引する港づくりに取り組むことが望まれるところでありまして、これに関連いたしまして、石狩湾新港地域内における企業の立地及び操業数につきまして決算審査意見書の中で述べさせていただいたものでございます。

したがって、議員ご指摘の企業の立地及び操業企業数の状況につきまして決算審査の対象としているものではございません。

以上でございます。

○議長（内海英徳君） 北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 再質問させていただきます。

議案第1号、港湾特別会計補正予算案と財産の処分に関する件についてです。

中央地区の売却予定額は先ほど報告したとおりですし、西地区の取得予定額も先ほど指摘したとおりです。同じ埋立地でどうして単価の大きな開きになったのかの答弁をいただきましたが、いわんとする意味はわかりますけれども、どうしてこういう価格になったかは推計のしようもないのです、数字は全然触れていませんから。

どうしてこうなったのか、次の3点に関して説明してください。

中央地区と西地区では埋め立ての工法の違いはないとのことでした。

そこで、伺いますが、中央3工区は、港湾のどの区域のしゅんせつ土砂を投入したのか、その量は幾らか、要した経費は幾らか、説明をしてください。

2点目は、西地区の土砂処分用地は、どの区域のしゅんせつ土砂を投入したのか、そのしゅんせつの事業名は何であったか、その量は幾らであったか、要した経費は幾らか、説明してください。

3点目は、西地区の土砂処分用地への土砂投入は、港湾建設の過程で、例えば中央水路掘り込みなどの土砂を投入し、そのしゅんせつ予算は土砂処分用地売却価格に上乗せされていないことが中央地区との単価の開きの最大の理由ではないでしょうか、お答えください。

決算に関して、財政構造について伺います。

一般会計について、先ほどの答弁では、使用料収入については、入港船舶数や取扱貨物量の伸びに伴い、増加している傾向にあるとのことですが、それはそのとおりです。しかし、特別会計が平成19年度に設置されて以降の一般会計の使用料収入は、必ずしも年度ごとに順調に伸びているわけではありません。だからこそ、今後、母体負担の軽減が図られていくとはいうものの、特別会計では平成39年度から繰り入れしなくてもいいとの答弁と比べてもトーンが下がっています。どうしてこういう答弁になったのか、わかるようにお答えください。

また、マイナス14メートルバースの母体負担がどのように関連しているかについても説明してください。

特別会計についてです。

特別会計の一般会計からの繰入金については、平成39年度には使用料収入が歳出額を上回るので、繰り入れを必要としなくなるとの答弁をいただきました。これに関して、3点伺います。

1点目は、平成24年度決算をベースに、平成38年度までの一般会計からの繰入額の合計は幾らになるか、説明してください。

2点目は、繰入金が必要でなくなるのは、公債費が大幅に減少するか、償還が終わるからではないでしょうか。

3点目は、特別会計にかかわる港湾施設が老朽化して再び公債費がかかるということは想定していないのか、あわせてお答えください。

次に、北電火力発電所建設計画環境影響評価準備書に関してです。

環境影響評価法に基づく環境影響評価準備書対応が法令に違反していると指摘しているわけでは

ありません。近い将来、管理組合が住民の疑問、不安に対応するためにも、環境影響評価の基礎資料とも言うべき準備書を入手しておくことが必要ではないかと申し上げているのです。

にもかかわらず、答弁を聞いていたら、情報を得ることは可能とか、準備書等の対応は特に問題はないと考えるということで、かみ合った答弁ではありません。

北電が、準備書を、ダウンロードはできないものの、いつまでホームページで公開しているのか、アップしているのか、こういう期限も考えていかなければならないと思います。

本質問で指摘したように、平成27年度以降、臨港地区になる予定であり、平成31年度には火力発電所が操業開始予定となっていることを考えれば、火力発電所が環境に与える影響の実態が準備書の予測と違うことが生じた場合、準備書との比較が必要不可欠となります。

準備書の入手について、再度お答えください。

最後に、監査委員の答弁に関してです。

「総体として適正に執行されたものと認める」との表現は、国語上、誤解を招くとの立場から質問をさせていただきました。それに対しては、定期監査の手法が抽出によるものであるということですが、質問に対してかみ合ったの答弁とは受け取れません。

そこで、伺いますが、議会の答弁は、国語上、誤解を招く表現はしないというのが前提ではないでしょうか。私のこの指摘は間違っているのか、見解をお聞かせください。

背後地の立地企業数について触れたことに関してですが、背後地への水の供給のことを考えても、背後地のことを引用するのは審査意見書として不適切と考えます。

これ以降も審査意見書で背後地に触れた意見を述べるのか、再度、監査委員の見解をお聞かせください。

○議長（内海英徳君） 専任副管理者田中実君。

○専任管理者（田中実君） 北野議員の再質問にお答えします。

中央3工区の埋め立てについてでございますが、中央3工区の埋め立て工事においては、埋立地前面の水域からしゅんせつした土砂を投入しており、その土量は約146万7000立方メートル、その経費は約18億3300万円となっております。

次に、西地区の埋め立てについてでございますが、西地区の埋め立て工事については、中央水路地区の航路、泊地及び東地区の泊地からしゅんせつした土砂を投入しており、そのしゅんせつの事業名は石狩湾新港中央水路浚渫工事などで、その土量は約323万9000立方メートルで、その経費は約31億円となっております。

次に、西地区の売却価格についてでございますが、中央地区の分譲価格が事業に要した総経費をもって算定する簿価であることに對し、一方、国による西地区の売却価格は、事業に要した経費にかかわらず、国有財産評価基準に基づき、不動産鑑定評価額をもとに算定されるいわゆる時価となっております。

次に、決算に関する財政構造の件に関し、まず、一般会計についてでございますが、特別会計の歳入は、ふ頭用地や上屋、荷役機械などさまざまな使用料収入を自主財源としているのに対し、一般会計の歳入における自主財源は、入港料や岸壁等使用料及び漁港施設等使用料収入に限定されていると

ころでございます。一般会計においては、人件費や港湾施設の整備費、維持管理費などを賄っておりますが、その財源が限られていることから、母体負担金に頼らざるを得ない財政構造となっているところでございます。

また西地区のマイナス14メートル岸壁につきましては、平成24年度の使用料収入は2784万8838円、公債費は3億6584万9226円で、その差額は3億3800万388円となっており、母体負担金に占める割合は16.8%となっているところでございます。

管理組合といたしましては、今後とも、取扱貨物量及び使用料収入の確保に向けた取り組みをさらに強化するなどして、母体負担金の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別会計に関し、まず、一般会計からの繰入金についてでございますが、平成25年度から平成38年度までの繰入金の試算額の合計につきましては31億7268万8000円となります。

次に、繰入金を要しなくなる理由についてでございますが、使用料収入及び総務費につきましては平成24年度決算と同額とし、繰入額を試算しておりますことから、この試算においては、繰入金を要しなくなる理由といたしましては公債費の減少によるものとなっております。

次に、試算における施設の更新経費の計上についてであります。今回の繰入額の算定に当たりましては、ガントリークレーンなど施設ごとの更新時期が現時点では特定できないことから、新たな組合債の借入れは行わないという条件のもとで行っておりますが、管理組合といたしましては、今後とも、港湾施設の適正な管理に努め、施設の長寿命化を図ってまいりたいと考えております。

次に、北電の環境影響評価準備書についてでございますが、環境影響評価手続におきまして、準備書等に関する疑問などにつきましては、事業者により適切に対応されるものと考えているところであります。

管理組合といたしましては、港湾を管理運営する立場から、準備書の中で確認が必要な事項については、電子縦覧を活用することにより情報を得ることが可能と考えているところでございます。

今後、準備書につきましては、住民の方々の意見が反映され、国の審査などを経て、最終的な環境影響評価書として確定され、公告、縦覧が行われるものと承知しているところでございます。

管理組合といたしましては、今後、火力発電所の事業実施段階において検証の必要性が生じた場合には、その評価書や関係する資料の入手について関係機関と調整してまいりたいと考えております。

なお、現在縦覧中である準備書につきましては、電子情報が途切れたりいたしましても、北電のほうで縦覧可能な体制となるよう、今、協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（内海英徳君） 代表監査委員太田博君。

○代表監査委員（太田博君） 北野議員の再質問にお答えいたします。

初めに、決算審査意見についてでございますが、決算審査意見におきまして、「総体として適正に執行されたものと認める」と申し上げましたのは、定期監査の手法が抽出によるものであり、その抽出率はおおむね9割程度であること、また、定期監査におきまして口頭で指導を行っている事例が若干あることなどに鑑み、先ほど申し上げました決算審査意見としたところでございます。

次に、背後地の立地企業数についてでございますが、石狩湾新港は、石狩湾新港地域開発基本計画

に基づきまして、これまでも流通港湾として整備をされてきておるところでございまして、引き続き、背後地の流通、食品加工等の企業集積に伴う物流需要の増大に対応していくことが期待されますことから、監査委員といたしましても、このことに関連いたしまして石狩湾新港地域における企業の立地及び操業数につきまして決算審査意見書の中で述べさせていただいたものでございます。

なお、先ほども申し上げましたとおり、企業の立地及び操業数につきましては決算審査の対象としておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（内海英徳君） 北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 再々質問をさせていただきます。

一般会計の財政構造についてです。

一般会計のうち、西地区ではマイナス14メートルバースの使用料と公債費の差額が大きな要因となっているのではないのでしょうか。平成24年度決算で見ると、再答弁にもありましたが、使用料と公債費の差額で3億3800万円の母体負担となっています。その割合は16.8%とのこと。平成25年度予算をベースに、今後とも使用料が確保されるものと仮定したら、公債費が終わる平成42年度までで母体負担は幾らになるか、お答えください。

取扱貨物量及び使用料収入の確保に向けて取り組みを強化し、母体負担の軽減に努めると再答弁では言っておりました。これまでの議論で明らかのように、マイナス14メートルバースを利用するチップ以外の貨物の見通しは立っておりません。新たな貨物の取り扱いがなければ、一般会計の財政構造の大きな改善にならないのではないのでしょうか。新たな貨物の見通しを含めて、お答えください。

特別会計の財政構造についてです。

チップ用荷役機械については、何回かの議論を経て、公債費に見合う使用料にすべきということが実現し、ここでは管理者負担は出ておりません。

しかし、先ほどの答弁に出てきたガントリークレーンについては、使用料と公債費の差額で毎年度約幾らの管理者負担となっているのか、公債費が終了する平成33年度までで管理者負担の合計は幾らになるか、お答えください

以前に伺ったときは、ガントリークレーン、上屋、ふ頭用地の公債費が減っていく平成31年度以降、管理者負担はなくなるとのことでしたが、公債費が終わる平成42年度までの差し引きで母体負担は幾らになるのでしょうか。

ガントリークレーン以外の上屋、ふ頭用地については、公債費の償還が終わる平成35年度または38年度以降、補修費等で新たな公債費が生じないのか、ガントリークレーンについては長寿命に努めるとのことですが、これだけで新たな負担が生じないとはなりません。それぞれ説明を願います。

○議長（内海英徳君） 専任副管理者田中実君。

○専任管理者（田中実君） 北野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、マイナス14メートル岸壁に係る母体負担金についてでございますが、まず、使用料収入につきましては、平成25年度以降の使用料を25年度の予算と同額として試算いたしますと、供用が開始された18年度から公債費の償還が終わる42年度までの累計は約5億6411万円となります。

次に、公債費につきましては、償還が始まった平成13年度から42年度までの累計で約66億5823万円となり、使用料との差額約60億9412万円が母体負担金となります。

次に、今後の使用料収入の確保に向けた取り組みについてでございますが、西地区のマイナス14メートル岸壁につきましては、東北以北の日本海において最も深い水深であり、輸送効率が高い大型船舶の接岸が可能であることから、物流の効率化や環境負荷の軽減が図られる施設でございます。

管理組合といたしましては、これらの優位性などを生かし、需要があると想定される企業に対し、引き続き関係団体と連携しながらポートセールスなどに取り組み、母体負担の軽減につなげてまいりたいと考えております。

次に、ガントリークレーンの管理者負担についてでございますが、平成25年度の当初予算でのガントリークレーンの収支につきましては、使用料が約3055万円、公債費が8525万円で、差額の5470万円が管理者負担となります。

平成26年度以降は、使用料を平成25年度当初予算と同額として試算いたしますと、平成26年度及び27年度の管理者負担は約5470万円、28年度は約2952万円、29年度から33年度までは使用料収入が公債費を上回ることになり、29年度から32年度までの4年間は毎年約1882万円、33年度は約2468万円上回り、25年度から33年度までの管理者負担金の合計は約9367万円となります。

なお、平成13年度から33年度までの管理者負担金の合計は6億6171万円となります

次に、荷役機械などに係る母体負担についてでございますが、平成25年度以降の使用料を25年度予算と同額として試算いたしますと、特別会計が設置された平成19年度から42年度までの荷役機械、上屋、ふ頭用地及びひき船の使用料収入の合計は89億4793万円で、公債費の合計は約105億823万円となり、差額の約15億6030万円が母体の負担金となります。

最後に、港湾施設の補修等についてでございますが、ふ頭用地や上屋などにつきましては、日ごろからパトロールや修繕等により適切な維持管理に努めているところでございますが、今後、老朽化に伴う更新費用などが必要になってくるものと考えております。また、ガントリークレーンなどの荷役機械につきましても、同様に、老朽化に伴う更新費用などが必要になってくるものと考えております。

いずれにいたしましても、管理組合といたしましては、施設の定期的な点検を行うなど、適切な維持管理に努め、長寿命化に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（内海英徳君） 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

1. 討 論

○議長（内海英徳君） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

北野義紀君。

○5番（北野義紀君） 日本共産党を代表して、報告第1号は、不認定の討論をいたします。

一般会計では、マイナス14メートルバースの管理者負担が平成24年度決算で3億3800万円、償還が始まってから終わるまでの母体負担は、先ほどの答弁にあったように約60億円とのことです。もちろん

ん、今後、マイナス14メートルバス利用の船舶数や貨物量の増大で管理者負担が減少することもあり得ます。しかし、現在の時点での公債費に占める管理者負担の割合が91.53%というのは余りにも異常です。これ以外でも、一般会計では入港船舶数や貨物量の現状で管理者負担が出ています。

本日の質疑を通じて明らかになったように、管理者の努力にもかかわらず、思うような進展がありません。

特別会計でも、財政構造は一般会計と基本的に同じです。平成24年度の決算の数値は引用しませんが、ガントリークレーンでも、29年度から33年度までは使用料収入が公債費を上回るとは言っても、償還が終わる平成33年度までで管理者負担は6億6000万円とのことであります。

再々答弁でも明らかのように、使用料収入を平成25年度予算と同額として試算しても、特別会計が設置された平成19年度から42年度までの荷役機械、上屋、ふ頭用地及びひき船の使用料の合計と公債費を比較すると約15億6000万円の管理者負担とのことです。これに、それぞれの施設の老朽化に伴う更新費用が新たに必要となっておりまいます。

一般会計でも特別会計でも、公債費の償還額が減っていくことで財政構造が好転すると喜ぶことはできません。港湾会計の基本が入港船舶数や取扱貨物量の動向であることを考えれば、港湾施設の過大な投資の問題で改めて議論しなければなりません。このことを指摘し、討論といたします。

○議長（内海英徳君） 以上で、通告のあった討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

それでは、日程第3のうち、議案第1号及び第2号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件をいずれも原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海英徳君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

それでは、日程第3のうち、報告第1号を問題といたします。

これより、採決をいたします。

この採決は、起立によります。

本件を報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（内海英徳君） 起立多数であります。

よって、本件は、報告のとおり認定することに決定いたしました。

1. 日程第4、議員派遣の件

○議長（内海英徳君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第96条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（内海英徳君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり決定いたしました。

なお、日程や派遣議員等の変更につきましては、議長にご一任願います。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（内海英徳君） これをもちまして、平成25年第3回定例会を閉会といたします。

午後2時27分閉会

